

# 産業廃棄物処理施設の設置許可に対する 近隣都道府県知事の関与法案

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正】

### <立法の背景・趣旨>

産業廃棄物処理施設は、その設置場所等によっては、大気や地下水を汚染し、当該都道府県の区域以外の広い地域の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合もある。しかし、現行の制度では、産業廃棄物処理施設の設置における設置予定地を管轄する都道府県知事の許可においては、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長の意見聴取が義務付けられているのみであり、近隣都道府県知事の意向が十分に反映される仕組みにはなっていない。

→ 産業廃棄物処理施設の設置手続において、一定の場合に近隣都道府県知事が関与できるようにする必要がある。

産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合に該当すると認められるときにおいて、設置の許可をしようとする場合は、あらかじめ、当該他の都道府県の知事に協議しなければならないこと。